

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規則第11号

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第11号

佐用町行政組織規則の一部を改正する規則

佐用町行政組織規則（平成17年佐用町規則第2号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「介護室」の次に「及び地域包括支援センター」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 高年介護室に高年福祉係及び介護保険係を、地域包括支援センターに地域包括支援係及び総合相談支援係を置く。

第31条第12号中「サービス」の次に「等」を加え、同条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を削り、第23号を第21号とし、第24号から第26号までを2号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

（地域包括支援センターの事務）

第31条の2 地域包括支援センターにおいては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域包括支援センターの管理運営に関すること。
- (2) 介護予防に関すること。
- (3) 包括的支援事業に関すること。
- (4) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。

第44条第2項中「定住促進係」を「定住対策係」に改める。

第53条第1項中「道路河川事業室、道路河川管理室」を「道路河川室」に改め、同条第2項中「道路河川事業室に事業推進係及び事業計画係を、道路河川管理室に維持管理係及び計画推進・用地係を、」を「道路河川室に事業推進係、事業計画係、維持管理係及び計画推進・用地係を、」に改める。

第54条を次のように改める。

（道路河川室の事務）

第54条 道路河川室においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 道路、橋梁、河川その他土木（宅地造成等を含む。）に関すること。
- (2) 道路、橋梁及び河川の災害復旧・復興に関すること。
- (3) 国県道の建設事業の推進に関すること。
- (4) 土木工事関係諸台帳、道路及び橋りょう台帳に関すること。
- (5) 建築基準法の施行に関すること。
- (6) 公有土地及び水面に関すること。
- (7) 中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道姫路鳥取線に関すること。
- (8) 都市計画に関すること。
- (9) 開発行為の調整に関すること。
- (10) 国土調査法の施行に関すること。
- (11) 法定外公共物に関すること。
- (12) 土地利用委員会に関すること。
- (13) 公共用地の取得に関すること。

- (14) 屋外広告物に関すること。
 - (15) 公共事業に伴う補償及び登記に関すること。
 - (16) 前各号に掲げるものを除くほか、建設課の事務で他の室に属さないこと。
- 第55条を削り、第55条の2を第55条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。